



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*55 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

○ 告示

- 1085 一般競争入札による落札者の決定 (財政課) 2
- 1086 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 2
- 1087 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (") 3
- 1088 " (") 3
- 1089 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (長寿社会課) 4
- 1090 " (") 4
- 1091 " (") 4
- 1092 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 4
- 1093 広、南広土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 5
- 1094 木材業者等の登録 (林業振興課) 6
- 1095 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課) 7
- 1096 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (") 8
- 1097 道路の区域変更 (道路保全課) 9
- 1098 " (") 10

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課) 10

規 則

和歌山県規則第55号

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例施行規則 (平成17年和歌山県規則第116号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「該当無し」を「該当なし」に改める。

別記第5号様式 (表面) 中「身分証明書」を「職員証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1085号

次期予算編成支援システム開発・運用委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
次期予算編成支援システム開発・運用委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局財政課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成24年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム
(代表者)
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
富士通株式会社
(構成員)
東京都千代田区神田練塀町3番地
富士通リース株式会社
- 5 落札金額
128,100,000円（うち消費税及び地方消費税6,100,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年6月19日

和歌山県告示第1086号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月24日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成24年8月24日
- 2 名称
特定非営利活動法人山の学校
- 3 代表者の氏名
柴田哲弥
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市熊野川町西敷屋914番地

5 定款に記載された目的

この法人は、過疎化が著しい和歌山県新宮市熊野川町を拠点とし、農山村の持つさまざまな資源や機会と、若い世代との橋渡しをすることで、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1087号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月29日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月27日

2 名称

特定非営利活動法人きらら工房

3 代表者の氏名

北山君恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡広川町大字広78番地

5 定款に記載された目的

この法人は障害者（児）及びその家族に対して、必要な福祉サービスを行うとともに個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を営むことが出来るよう障害者小規模作業所の運営及び障害者の自立を支援する事業を行い、保健、医療又は、福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1088号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月30日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年8月30日

2 名称

特定非営利活動法人つれもてネット南紀熊野

3 代表者の氏名

千品雅彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町1442番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対してITリテラシーの向上を支援する事業並びに、都市と農山漁村の「ひと・もの・情報」の行き来を活発にし、都市の住民に農山漁村での「ゆとり」と「やすらぎ」を提供する活動を行い、IT技術を活用した住みよい地域作りと、コミュニティビジネスの創出に寄与すること

を目的とする。

和歌山県告示第1089号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700532	社会福祉法人聖アンナ福祉会	特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺359番地	指定介護老人福祉施設	平成24.9.1	平成30.8.31

和歌山県告示第1090号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800308	社会福祉法人紀の国福樹会	特別養護老人ホーム岩出憩い園	岩出市溝川22番地	指定介護老人福祉施設	平成24.9.1	平成30.8.31

和歌山県告示第1091号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072000528	社会福祉法人きのくに福祉会	特別養護老人ホームごぼうの郷	御坊市熊野44番地4	指定介護老人福祉施設	平成24.9.1	平成30.8.31

和歌山県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー岩出店

和歌山県岩出市岡田199番1 他

2 意見の概要

(1) 出入口における交通安全対策の確保を万全に期すこと。

(2) 作業に伴う騒音、振動及び悪臭の発散の防止に適切な措置を講じるとともに、付近の安全と生活環

境の保全を図り、公害関係法令、和歌山県公害防止条例を遵守すること。万一、苦情が発生した場合は、事業主において早急に対処し、改善すること。

- (3) 添付書類の図面2中、5番ルートは生活道であるため、歩行者や自転車などの交通安全対策を十分講じること。
- (4) 和歌山県屋外広告物条例を遵守すること。
- (5) 防犯、青少年の非行防止に努めること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成24年9月14日から平成24年10月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年4月27日退任）

職名	氏名	住所
理事	岩鼻成典	有田郡広川町大字殿276番地の2
理事	久保田裕士	有田郡広川町大字殿365番地
理事	竹中宏	有田郡広川町大字南金屋383番地
理事	池永好行	有田郡広川町大字南金屋638番地
理事	竹中芳英	有田郡広川町大字東中129番地
理事	久保田武夫	有田郡広川町大字東中148番地
理事	上田広	有田郡広川町大字名島132番地
理事	崎山武生	有田郡広川町大字名島257番地
理事	殿村治	有田郡広川町大字広516番地の11
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
監事	久保田修	有田郡広川町大字殿387番地
監事	森誠	有田郡広川町大字名島148番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2

2 就任した役員（平成24年4月28日就任）

職名	氏名	住所
理事	久保田章夫	有田郡広川町大字殿311番地
理事	久保田裕士	有田郡広川町大字殿365番地
理事	西谷忠司	有田郡広川町大字南金屋311番地
理事	池永好行	有田郡広川町大字南金屋638番地
理事	久保田武夫	有田郡広川町大字東中148番地

理事	栗山裕充	有田郡広川町大字東中140番地
理事	岩内成美	有田郡広川町大字名島262番地
理事	崎山武生	有田郡広川町大字名島257番地
理事	殿村治	有田郡広川町大字広516番の11
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
監事	池永守	有田郡広川町大字南金屋234番地
監事	竹中芳英	有田郡広川町大字東中129番地
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	芝繁紀	有田郡湯浅町大字湯浅1118番地2

和歌山県告示第1094号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場名称及び所在地
1001	1001	1001	平成24.7.1	和歌山市湊通丁南四丁目18番地	和歌山県森林組合連合会 代表理事 美野勝男	木材・製材 ・チップ	御坊事業所
1002			平成24.7.1	和歌山市湊通丁南四丁目18番地	株式会社森連サービス 代表取締役 美野勝男	木材	和歌山市湊通丁南四丁目18番地
	1002		平成24.7.1	和歌山市湊御殿1丁目1	官坂木材産業株式会社 代表取締役 宮坂雅博	製材	和歌山市湊御殿1丁目1
2001			平成24.7.1	橋本市東家2-3-22	池田清吉建具 代表者 池田秀孝	木材	橋本市野212-6
	2001		平成24.7.1	伊都郡かつらぎ町広口657	中辻製材所 中辻秀敏	製材	伊都郡かつらぎ町広口657
	4001		平成24.7.1	有田郡有田川町延坂541	上続木工所 代表 上続公夫	製材	有田郡有田川町延坂318
	4002		平成24.7.1	有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	有田郡有田川町庄491
4002	4003		平成24.7.1	有田郡有田川町天満726	天満木材 高垣充益	木材・製材	有田郡有田川町天満726
	5001		平成24.7.1	日高郡美浜町和田2235番地の2	株式会社丸紀 代表取締役 山田道夫	製材	東京都江東区富岡2丁目8-15 高瀬ビル2階 大阪府豊中市走井2丁目8-2
5001			平成24.7.1	日高郡みなべ町東岩代577	あらほり木材 荒堀和雄	木材	日高郡みなべ町東岩代577
5002			平成24.7.1	日高郡印南町古井521番地	印南町森林組合 代表理事 谷廣美	木材	日高郡印南町古井521番地
6001			平成24.7.1	田辺市東山2丁目18-15	奥平林業 奥平利夫	木材	田辺市東山2丁目18-15

6002			平成 24.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4	谷本林業 谷本幸三	木材	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4
6003	6001	6001	平成 24.7.1	西牟婁郡上富田町岡2 番地	株式会社伸栄木材 代表取締役 栗栖万博	木材・製材 ・チップ	西牟婁郡上富田町岡2 番地
6004			平成 24.7.1	田辺市新庄町1825-1	堀尾木材店 堀尾修三	木材	田辺市新庄町1825-1
6005	6002	6002	平成 24.7.1	田辺市文里二丁目36番 24号	木材センター花与 杉若雅宣	木材・製材 ・チップ	田辺市文里二丁目36番 23号
6006	6003		平成 24.7.1	田辺市本町18	杉本製材 杉本安弘	木材・製材	田辺市本町18
6007	6004		平成 24.7.1	田辺市神子浜一丁目17 番2号	株式会社寛座製材所 代表取締役 寛座健二	木材・製材	田辺市神子浜一丁目17 番2号
6008			平成 24.7.1	田辺市新万11番5号	有限会社蹊友産業 代表取締役 中谷輝洋	木材	田辺市新万11番5号
6009			平成 24.7.1	西牟婁郡上富田町生馬 2460-1	森木材 代表 森静義	木材	奈良県吉野郡上北山村
6010			平成 24.7.1	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1	大辺路森林組合 代表理事組合長 多屋平 彦	木材	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1
6011			平成 24.7.1	西牟婁郡白浜町日置61 4番地	株式会社森匠 代表取締役 廣本吉彦	木材	西牟婁郡白浜町日置61 4番地
7001			平成 24.7.1	新宮市熊野川町四瀧36 9-1	峯園建設 峯園寛一	木材	新宮市熊野川町四瀧36 9-1
7002			平成 24.7.1	新宮市熊野川町赤木46 5	上浦林業 上浦密三太	木材	新宮市熊野川町赤木46 5
7003			平成 24.7.1	新宮市船町1丁目1-15	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	木材	新宮市船町1丁目1-15
	7001		平成 24.7.1	新宮市南谷町3459の1	榎本製材所 榎本多孝	製材	新宮市南谷町3459の1
	7002		平成 24.7.1	新宮市あけぼの6番7号	新宮木造住宅協同組合 理事長 速水洋平	製材	新宮市あけぼの6番7号
7004			平成 24.7.1	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地	北山村森林組合 代表理事組合長 矢口信 弘	木材	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地
7005			平成 24.7.1	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地
	7003		平成 24.7.1	東牟婁郡古座川町池野 山169-2	有限会社池田製材所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山字広平1202
7006			平成 24.7.1	三重県尾鷲市瀬木山町 8番1号	株式会社濱周商事 代表取締役 濱田和正	木材	新宮市あけぼの4-13

和歌山県告示第1095号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年10月5日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年9月14日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1096号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

美浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成24年10月5日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

平成24年8月6日から平成24年9月14日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡高野町大字高野山字西院谷86番1地先から同町大字高野山字東谷口17番地先まで	新	10.20 } 89.60	2,030.00	仮称1号橋 58.00 仮称2号橋 44.00 仮称1号トンネル 71.00 仮称2号トンネル 910.00

和歌山県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市直川字野田567番1地先から同市直川字西端1番8地先まで	旧	7.60 } 15.80	903.70	
同上	新	7.60 } 15.80	903.70	
和歌山市直川字須井田399番1地先から同市直川字西端1番8地先まで	新	25.00 } 25.00	864.00	

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年9月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
平成24年度 調達案件番号20120004223号
 - (2) 調達案件名
排水ポンプ車（伊都建設部）
 - (3) 調達物品の名称及び数量
排水ポンプ車 1台
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
平成25年3月29日（金）
 - (6) 納入場所
和歌山県伊都振興局建設部（橋本市市脇4丁目5番8号）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成24年9月14日（金）から同年10月18日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成24年10月25日（木）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成24年10月24日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成24年10月24日（水）午前9時から同月25日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Drainage Pump Truck : 1

- (2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 25 October 2012

- (3) Contact point for the notice : Business Center Division,

Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City,
Japan 640-8585

TEL 073-441-2294